

## 6 階段

---

### ■ 基本的な考え方

---

階段は、障害者等の方々にとって大きな負担となり、転落等の事故の危険性が高いため、安全性の確保や負担の軽減に配慮することが必要です。

### ■ 適用施設

---

- すべての施設

### ■ 整備基準

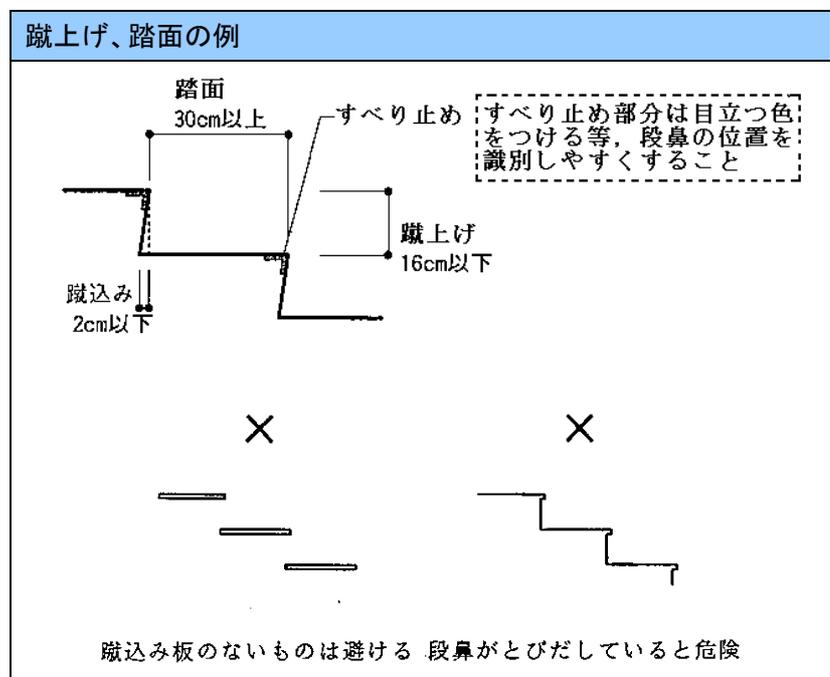
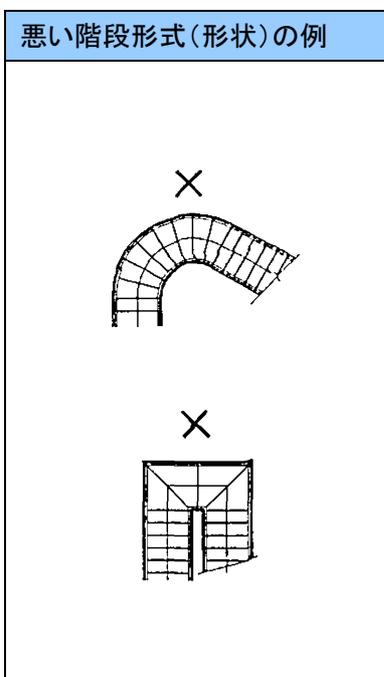
---

不特定多数の者が利用し、直接地上へ通じる出入口がない階に通じる階段は、次に掲げる基準に適合させること。

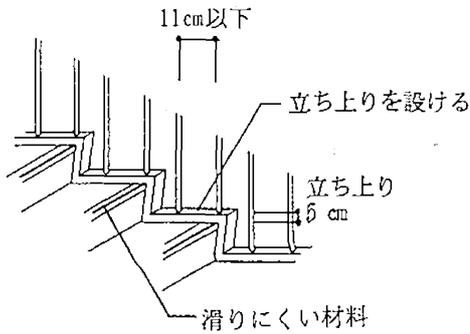
- |          |  |
|----------|--|
| 1 形式     | ●建築物の構造上困難な場合を除き、主たる階段には、回り段を設けない。   |
| 2 蹴上げ、踏面 | ●段は、識別が容易で、かつ、つまずきにくい構造とする。  |
| 3 表面仕上げ  | ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。  |
| 4 手すり    | ●階段には手すりを設ける。  |
| 5 立ち上り   | ●階段には、立ち上りを設けること。  |
| 6 案内、誘導  | ●上端に近接する踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設する。<br>ただし、バリアフリー法施行令第 12 条第 5 号ただし書きの規定により視覚障害者の利用上支障ないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。<br>(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号) |

## ■ 誘導基準

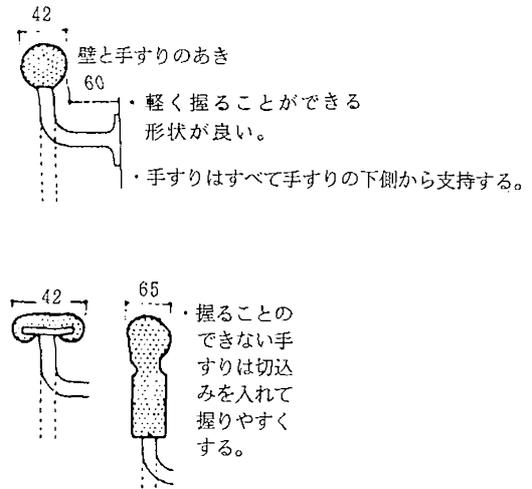
- 1 有効幅員 ○階段及び踊り場の有効幅員は 150cm 以上とすることが望ましい。
- 2 蹴上げ、踏み面 ○蹴上げは 16cm 以下、踏面は 30cm 以上であることが望ましい。
- 3 手すり ○手すりの設置は次のとおりとすることが望ましい。
  - (a)手すりの高さは、75cm から 85cm の位置にあるようにする。
  - (b)握りやすい形状のもので、下側から支持するようにする。
  - (c)手すり子の間隔は 11cm 以下とする。
  - (d)端部は 30cm 以上の水平部分を設け、下方又は壁方向に曲げる。
 ○廊下等の手すりと連続して設けることが望ましい。  
 ○両側に手すりを設けることが望ましい。  
 ○高齢者、障害者若しくは子どもの利用が多い施設においては、手すりを 2 段とすることが望ましい。
- 4 案内、誘導 ○手すり子の端部に、階段及び上り、下りがわかるように点字による表示を行うことが望ましい。
- 5 照明 ○照明はむらなく明るくすることとし、必要に応じてフットライトを設置することが望ましい。
- 6 避難階段等 ○避難階段等には車椅子使用者の一時避難スペースを確保することが望ましい。



### 立ち上りの例



### 手すりの形状



### 案内誘導の例

